

## 第2回地域福祉専門分科会の内容に関する意見・質問への回答

※分科会の後に寄せられた意見

### ■佐藤正俊委員

No.	内容	回答
1	この制度の一般市民への周知を図ること（その方法に工夫がいますか）。	成年後見制度の周知に当たっては、より効果的な方法となるよう、中核機関の職員と協議しながら取り組んでまいります。
2	この制度を利用する場合、①時間がかかる、②料金が大きくかかる、③手続が煩雑で面倒。これを簡便にできればいいと思います。	成年後見制度の利用に必要な裁判手続きをスムーズに行えるようにするため、中核機関が、申請書類の書き方に関する助言など支援してまいります。
3	この制度の潜在的利用者がいることはすでに知られている。放置されれば悲劇が起こるので事前によくとめたいものです。やはり地域の民生児童委員さんをはじめ、町内の身近な人の情報収集が大変大事になると思います。	成年後見制度の利用が必要なかたが、相談窓口となる中核機関につながるができるよう、司法、医療、介護の関係団体のほか、民生児童委員などの地域団体とも連携を図ってまいります。
4	その他、様々な行政サービスがあり、それを利用することが恥ずかしいことではない、という市民の意識改革が必要かと考えます。	成年後見制度の周知に当たっては、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス利用についてもあわせて周知してまいります。

### ■綿貫哲委員

No.	内容	回答
1	基本理念「みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ」ですが、非常に抽象的で、本制度を思い起こす事ができるかは疑問です。理念から制度を思い起こさせるには、本人が自らの将来に関心を持てるような言葉が必要な気がします。	基本理念は、本市の地域福祉全般に係る基本的な考え方を示したものであり、成年後見制度の利用促進に当たっても、地域住民や福祉関係者、専門職など多様な主体が参画し、連携した取組を行うことが重要であると考えております。

2	<p>制度の普及啓発における周知方法において、パンフレットによる普及には限界があることは、他の施策における実施状況から明白であるように感じます。特に、任意後見制度の理解を高めるには、誰かのためではなく、当事者であることの認識を高める工夫が必要です。パンフレットやホームページだけではなく、インスタグラム、ツイッター、Facebook等のSNSが効果的ではないでしょうか。</p>	<p>成年後見制度の周知に当たっては、認知症のり患や事故などにより誰もが成年後見制度を利用する可能性があることをあわせて周知し、一人ひとりが自分のこととして成年後見制度を捉えられるよう工夫してまいります。</p> <p>また、周知方法について、より効果的な方法となるよう、中核機関の職員と協議しながら取り組んでまいります。</p>
---	---	---

■藤原美佐子委員

No.	内容	回答
1	<p>計画の内容がかなり抽象的ではないか。行政の最小単位である「市」であれば地域の現状に即した具体的な計画にする必要がある。現在、どこで相談を受けているか、どのような課題があって利用が進んでいないのか、高齢者の割合が増えているながら、なぜ利用者数が横ばいであるか等の検証が必要である。本県は成年後見制度の利用が遅れており、本計画は重要となってくる。中核機関を設置し、市は何を行うのか、委託先は何をするのか。具体的に示して欲しい。</p> <p>資料全体として「他都市」と比べて作った部分が多いかと思うが、そうであれば秋田市の現状に即した計画と離れてしまうように思う。本市の現状を捉えた計画を作成して欲しい。</p>	<p>成年後見制度の利用状況について検証するためには、個別ケースの検証を積み重ねていく必要がありますが、本市ではケースの一部のみしか把握しておらず、後見の申立てをしなかったケースについては把握すらできていないのが現状です。</p> <p>成年後見制度の利用については、地域により差があるものの、全体的に利用が進んでいるとは言えない状況にあることから、本計画においては、全国的な課題を踏まえつつ、本市が現在把握している実績値を基に計画案を策定することとしておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>

2	<p>厚生労働省は「成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」を発売している。その中で中核機関設置にあたり現状の評価を行うよう評価項目が示してあるページがある。本市ではこの評価を行っているのか。14ページに相談受付の目標値として300件と記載してあるが、現在の相談の窓口や件数が分からないことや、相談窓口を中核機関に一本化するのか、二次相談も含むのかという点が明確にならなければ300件という数値が適切であるかが判断できない。</p>	<p>「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」では、既存の行政計画で示されたデータからの現状把握のほか、地域連携ネットワーク整備後の機能評価項目例などが示されており、本市では、素案作成の際の参考としております。</p> <p>相談受付の目標値については、他都市の状況を踏まえた推計値となっています。なお、中核機関については、一次的な相談窓口を目指すものですが、他の専門職団体等が運営する相談窓口の廃止・統合を行う予定はありません。</p>
---	---	--